

平成26年2月28日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 厚年法による老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、請求人は、亡Aの妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者であった者の死亡当時、その者によって生計維持されていたとは認められないため。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者であるとして、生計を同じくし、かつ、年額850万円以上の収入または655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者でなければならないとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1

項、第4項、同法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

- 2 本件の争点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定に関して、保険者は、上記認定基準を定めているが、生計維持認定対象者が死亡した者の配偶者であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に死亡者による生計維持関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとしては相当と解されるので、本件をこれに照らしてみると、上記1で認定した事実により、前記(1)のイに該当しないことは明らかであるので、前記(1)のイに該当するものと認められるかどうか問題となる。亡Aと請求人の別居は、上記1の(6)イで認定したとおり、昭和〇年夏ごろか

ら開始され、それは単身赴任、就学又は病氣療養といった事情によるものではなく、亡Aの浮気を契機としたものと推認され（請求人によると「遺棄した」とされる。）、別居は死亡するまで継続され、その期間は、亡Aの遺言書によれば「〇年」とされ、また、上記1の(10)で認定したとおり、〇〇家裁の調停が、昭和〇年〇月〇日に「現状のまま当分の間別居する」として成立していることからすれば、少なくとも、〇年以上に渡るものと認めることができる。

直近〇年間における、請求人と亡Aとの音信手段は、「家裁での対応と手紙」（なお、亡Aから請求人に宛てた手紙は資料として提出されていない。）であり、訪問は〇回であるから、両者の間に定期的な音信・訪問があったとはいえない。

また、亡Aから請求人に対する経済的援助についても、上記1の(8)によれば、請求人は、実家の（B家）に生活保護を受けていない時期から現在に至るまで〇〇万円近くの援助を受け、現在も実家B家を改造して居候させてもらっており、請求人自身、「実家があったので生きてこられました。」と述べていることからすれば、請求人は亡Aによって生計が維持されていたとはいえないから、上記認定基準イの(ア)でいう「生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること」には該当しない。これらを総合して考えると、請求人は、上記認定基準のイにも該当するとはいえない。

- (3) 以上によれば、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持したものと認めることはできないといわざるを得ないから、原処分は妥当であるというほかなく、これを取り消すことはできない。よって、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。